	取組の	D方向性				概 要						
		取組項目	実施主等	担当部署等	左記が窓口である場合の国等の34 来の窓口	取組項目の内容	29年度実績 (市以外は 斜線)	28年度実績 (市以外は 斜線)	27年度実績 (市以外は 斜線)	課 題 及 ぴ 今 後 の 取 組 等 (基本的に市が実施主体である取組のみ記載		
1 新たなばく霧を生じさせない取組み な						アスペストの新たな利用については全面禁止されているものの、過去に利用されたアスペスト製品によるば〈露の可能性が残されているため、「新たなば〈露を生じさせない取組み」として解体時等の飛散防止、使用施設におけるアスペスト含有連材の適切な管理。 廃棄物の適正処理などの取組みが重要である。						
	1	アスペスト含有達材を含む建物の解体工事等に 係る届出に関すること	ф	環境保全課	-	アスペストを使用する建築物その他の工作物の解体・改修などを行う場合、法令等に基づ(届出が必要であるため、その届出の受理及び現場への立入りを行っている。 を行っている。 一方、見落としによる飛散を防ぐため、アスペスト含有建材がないと申告された解体等の現場についても同様に立入りを行い、飛散事故の未然防止に努めている。	届出件数 375件、 立入件数 712件	届出件数 348件、 立入件数 684件	届出件数 367件、 立入件数 650件	今後、アスペスト会有達材を含んだ建築物等の解体が増えていく予想されている中で、年間600件を超える解体等の現場に対し、市民の協力もいただきながら現場への立ち入り指導の取り組みを継続する。		
	2	建物の解体工事等に係る届出に関すること	厚生労働省	尼崎労働 基準監督 署	-	建築物等の解体、改造、補修工事を行う場合には、その事業者は、労働者の石綿は〈露を防ぐために、石綿障害予防規則に基づ〈事前調査によりアスペスト合名建材の有無を確認し、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する必要がある。また、規則に定める石綿は〈露を防ぐために様々な措置を取るよう指導している。				-		
	3	産業廃棄物(廃石綿等)の適正処理に関すること	市	産業廃棄 物対策担 当	-	事業者は、石綿等の除去工事を開始する場合には、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があることから、廃棄物処理法の報告 徴収規定に基づき、報告書を提出させている。 また除土工事後は、排出された原石綿等について、埋立処分等の適正処理を行っているかどうかについて報告書に管理票と写真等を添付させ、廃棄物 の流れを確認している。	届出件数 57件	届出件数 25件	届出件数 32件	今後とも、廃石綿等の適正処理について引き続き指導監督していく。		
	4	建設リサイクル法の届出に関すること	市	建築安全 担当	-	建設リサイクル法の規定により、一定規模以上の建設工事については、分別解体と再資源化が機務づけられており、その届出の審査及び受理を行っている。(一定規模以上、解体工事は床面積80m以上、新築は床面積500m以上など)また、同届出においてアスペスト含有建材の有無を記載するよう指導している。	建築物解体 工事の届出 件数 484件	建築物解体 工事の届出 件数 513件	建築物解体 工事の届出 件数 480件	建設リサイクル法の規定に基づき継続実施		
	5	建設リサイクル法に関するパトロールの実施	市	都市整備 局ほか環 境部局	-	建設リサイクル法に基づ(分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、全国一斉に毎年2回(5月、10月)、労働基準監督署、兵庫県、市 (建築安全担当、環境保全課、産業廃棄物対策担当)が合同で現地パトロールによる指導・監督を実施している。	2回	2回	20	国、兵庫県と連携して継続実施		
	6	吹付けアスペスト除去等補助事業に関すること	市	建築安全担当	-	解体する予定がなく使用を継続する民間建築物において、建築物に吹き付けされた建材のアスペスト合有の有無及び合有量の調査に要する費用、及び 建築物に露出して吹き付けされたアスペストの除去等に要する費用の補助事業を実施している。(調査及び除去とも補助額の上限あり)	2件(調査補助)	1件(除去等 補助)	実績なし	調査に係る国の補助事業が、平成32年度まで延長された。		
	7	公共施設に係るアスペスト含有建材の管理	市	各施設管 理者	-	平成27年12月にアスペスト対策会議幹事会で作成した「尼崎市公共施設に係るアスペスト含有連材の管理の手引き」を参考とした、公共施設におけるアスペスト含有連材の損傷や劣化によるアスペストの飛散を防ぐための適切な管理を継続的に実施する。 平成28年度は大気汚染防止法に基づく、届出義務者の変更等について改めて周知を行った。	-	-	H27.12月 手引作成	継続実施		
	8	市営住宅改修等におけるアスペストの飛散防止に関すること	ф	住宅整備 担当	-	市営住宅の外壁等改修工事については、アスペスト含有調査を事前に行い、含有を確認した場合には入居者への情報提供(飛散防止、健康相談を含む)を行う。また、着工前には全入居者を対象に工事説明会を実施した上で、アスペスト飛散防止を含む外壁等改修工事を行う。	-	-	-			
	9	アスベストー般環境濃度の測定	市	環境保全 課	-	平成17年度から、市内4か所にてアスペストー般環境濃度の測定を定期的に実施しており、大気中のアスペストの濃度変化を継続的に把握している。目安となる基準は、大気汚染防止法に係る石綿製品工場の敷地境界基準10本/8となる。	不検出~最 大で0.07本/ g	不検出~最 大で0.07本/ g	不検出~最 大で0.12本/ &	継続実施		
	1) 災害時のば〈露防止	市	危機管理 安全局企 画管理課	-	尼崎市地域防災計画に基づき、環境整備活動での損壊した建築物の解体撤去工事における環境保全対策の指導や、住宅対策活動での被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を通じて、石錦の飛散防止を図る取組や市民への広報を含間係課が連携して行う。	-	-	-	災害時に備えた尼崎市地域防災計画等の継続的な見直 し		
2	アス^	スト健康被害者への補償・救済等への支援				国等が行うアスペスト健康被害者の方への補償・救済等						
	1	労災補償(労働者災害補償保険制度)等に関す ること	厚生労働省	尼崎労働 基準監督 署等	厚生労働省	「従事していた職業が原因による健康被害の場合の補償。 医療費、休業補償、傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、介護補償等の給付あり。				-		
	2	石綿教済法(石綿による健康被害の教済に関する法律)に関すること	独立行人再 立 位 は は は は は は は は は は は は は	(申請受付 のみ)公害 健康補償 課で実施	独立行政 入 環境再 生保環境 (環境省)	石線健康被害救済法に基づ(申請に関する相談及び受付を行っている。 (参考)石線健康被害救済法に基づ(教済制度)労災補償等の対象とならない方に対しての教済給付の支給。 医療費(自己負担分)、療棄手当(月10万3870円)、葬祭料(19万9,000円)等 いずれも、独立行政法人環境再生保全機構が認定後支給	来所相談 173件、 申請受付 25件	来所相談 79件、 申請受付 35件	来所相談 101件、 申請受付 41件	申請受付等の継続実施		
	3	クボタによる「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者 並びにご家族の皆様に対する救済金」に関する こと	クボタ	-	-	クボク旧神崎工場の近隣にお住まいである方へのクボタ独自の救済金(詳細はクボタの関連ホームページ(https://www.kubota.co.jp/new/2006/s4-17.html)を参照)						

1

取組の方向性					概 要							
	取組項目	実施主等	担当部署等	左記が窓口 である場合 の国等の本 来の窓口	取組項目の内容	29年度実績 (市以外は 斜線)	28年度実績 (市以外は 斜線)	27年度実績 (市以外は 斜線)	課 題 及 ぴ 今 後 の 取 組 ^令 (基本的に市が実施主体である取組のみ記載			
3 アスペ	ストば〈露の可能性のある方への健康管理等				アスペストばく霧の可能性がある方に対し、健康被害に至る前段階において、「健康不安の解消」に努めるとともに可能な限り「早期発見・早期治療」につなぐことを目指す。							
1	(労災)石綿に関する健康管理手帳、健康診断 に関すること	厚生労働省	兵庫労働 局健康課	厚生労働省	石錦業務に従事するなどしていた場合、離職の際等に申請すると一定の要件のもとに健康管理手帳が交付される場合がある(定められた項目による健康 診断を年2回~1回無料で受けることができる。				-			
2	石綿ば〈露者の健康管理に係る試行調査に関すること(環境省委託)	市	疾病対策課	環境省	環境省からのモデル事業を受託実施 石綿健康相談(1 肺がん検診(胸部健診)で胸部X線検査 2 保健師による石綿についての問診・保健指導 3 必要な方には、後日指定医療機関による胸部に1検査 の調応1検査(4 なお、市内から転居された方には、古住まいの自治体の胸部X線検査と服寄りの労災病院でのCT検査など転居先での試行調査の利用が可。	受診者数 592人	受診者数 572人	受診者数 561人	一般環境経由のアスペストば〈露者に対する恒久的な健 原管理制度の創設が必要、また、その制度は対象者及 地方自治体に財政負担のない制度が必要、 専門性を高めた相談窓口体制の構築と健焼的な読影体 制の構築に向けた取組が必要、			
3	石綿に関する健康相談の実施(試行調査によらないもの)	市	疾病対策課		環境省委託の試行調査(上記3 - 2)によらない一般の石線関連の健康相談及び相談員のスキルアップ研修などの実施	相談 262件	相談 251件	相談 194件	継続実施			
4	市職員等に対する石綿健康診断の実施	市	給与課、教育委員会、 公営企業 同		現在の職務、過去の職務歴等及び震災時等で石線の間接場鷹の可能性がある職員を対象に、定期健康診断等で撮影した胸部レントゲン写真を利用した 再読影による石線健康診断の実施	501人	504人	521人	継続実施			
4 啓発、	次世代への伝承				クポタショックから10年以上が経過する中で、問題を風化させることなく次世代への伝承を含め継続的な啓発が必要							
1	市ホームページを利用した広報・啓発等	市	疾病対策 課(取りまと め)	-	市ホームページによるアスペスト関連施策全般についての広報、啓発活動の実施	-	-	-	現行ホームページの充実			
2	中学校におけるアスペスト問題の学習機会の確保	市	教育委員会	-	市内全中学校において、社会科副教材により「アスペスト健康被害等」についての学習機会がある。	-			継続実施			
3	アスペスト尼崎集会	その他	患者家族 の会等	-	「アスペスト被害の救済と根絶」を目指し、広く一般の方に周知していただくことを目的とした患者団体等による集会活動				-			
4	アスペスト関係講座の実施	÷	環境保全課 教育委員会 疾病対策課等	-	公民館講座や「身近なアスペスト」についての市政出前講座などを活用し、アスペストについての知識を市民の中へ広めていく。	H29.8.3の1 回	H29.1.10/17 /24の3回	H28.2.25他	継続実施(平成30年度については、平成30年8月26日に 小田公民館にて、アスベストシンポジウムを開催予定)			
5	医系実習生(保健所での実習生)に対するアスペスト関連の説明	市	疾病対策課	-	保健所に実習に来る医系学生に対し、アスペストについての説明や健康被害について講義を行うことで、理解を深めてもらう一助とする。	H29.7.7 H29.7.14他	H28.7.15 H28.7.22他	-	継続実施			
6	市職員等に対するアスペスト関連研修の実施	市	疾病対策課	-	アスペストに関連する所管護を中心に、石錦関連医師による石錦関連疾患等についての講座を行い、理解を深めてもらう一助とすべ(29年度からの新た な取組	H30.1.31		-	対象等を広げて継続実施			
5 関係核	機関への働きかけやネットワークづくり				アスペスト問題はハード部門・ソフト部門など様々な部署が関係することから情報の共有化、庁内ネットワーク化を継続する。さらにこれまで以上に関係自治体間のネットワーク化による連携等を進める中で、国等の関係機関への働きかけや事業実施の円 潜化を目指す。							
1	国等への働きかけ	市	疾病対策課ほか	-	関係市による共同要望あるいは本市独自で国への要望を実施 (ド28.6月に本市単独で、石崎による健康被害救済制度等の更なる充実について、の緊急要望を実施) (ド28.6月に近畿新市国民健康保険者協議会による、石崎健康被害に係る医療費の全額負担について、の要望を実施) (ド28.3月に日崎市を含む5市共日によるで結成、岩橋の健康管理について、の要望を実施) (平成23年度市長会要望 春 秋)及り近畿都市国民健康保険者協議会第71回総会に、石崎健康被害に係る医療費の全額負担について、の要望案を提 出ただし、要望には至っていない。 (ド30.3月に新たにさいたま市も参画し、尼崎市を含む6市合同による「石崎は〈露者の健康管理について、の要望を実施)	6市での 共同要望 1回 (詳細は取組項 目の内容に記 載)	要望 3回 (詳細は取組項 目の内容に記 載)	5市での 共同要望 1回	恒久的な健康管理システムの構築に向け、他都市との3 携を図り、より効果的な手法も検討しながらの継続実施			
2	市アスベスト対策会議	市	疾病対策課ほか	-	アスペスト問題に関する市行政内の情報の共有、庁内ネットワーク	開催回数 2回	開催回数 2回	開催回数2回	継続実施			
3	アスベスト対策関連自治体のネットワーク	市	疾病対策課	-	アスペスト健康被害を抱える自治体のネットワーク化を目指すべ(平成28年度からの新たな取組 (兵爆鬼と連携を図)、県内試行調査実施自治体(兵爆鬼、西宮市、声屋市、加古川市及び本市、新たに神戸市が参画)で連絡会議を設置) (1923年に現中主境、建築、健康部門における最良支換の実施) (H30.1月にさいたま市と健康部門における意見支換の実施)	H29.11.22	H28.11.17	-	継続実施			
調査研究					環境省が実施する石斛は(書者の健康管理に係る試行調査に取り組むことで、恒久的な石斛健康相談の実施につなげる。また、石綿による健康影響(中皮腫)の状況を調査把握し、中皮腫死亡(標準化死亡比)が全国並みになるまで継続して観察する。加 えて、一般環境は(露による健康被害に関するこれまでの調査研究をさらに進めた大阪大学による疫学調査へ協力する。							
1	(再掲)石綿ば〈露者の健康管理に係る試行調査(環境省委託)	市	疾病対策課	環境省	上記3・2と同じ 石綿に関する同診及び検査等を肺がん検診などの既存検診と一体的に実施し、その際の課題等について調査し、国に報告する。	受診者数 592人	受診者数 572人	受診者数 561人	継続実施			
2	石綿による健康影響(中皮腫)に係る調査(3年 に1回)	市	疾病対策課	-	死亡届の死亡原因の欄に「中皮腫」の記載がある方の遺族を対象として、居住歴、職業歴、通学・通勤歴などを聴き取り一般環境経由のアスペストば〈露による被害の実態把握の一助としている調査	調査報告書の取りまとめ	対象者 106名	対象者 149名	3年に1度の調査継続実施			
3	尼崎市における石綿(アスペスト)による健康影響(中皮腫)に係るコホート内症例対照研究	大阪大学	大阪大学 石綿健康 影響研究 班	-	大阪大学による疫学調査。中皮腫死亡小票調査結果とその対照(中皮腫死亡者と同性。同年齢)を抽出し居住歴に基づいて環境経由の石線ば〈露状況 を比較し、中皮腫の起こりやすさを推定する研究				-			